

中区役所における電子公印漏れの 戸籍全部事項証明書等の交付について

令和5年7月11日（火）から7月18日（火）の期間に、中区役所にて発行した戸籍全部事項証明書等について、電子公印（区長印）漏れの証明書を発行した事案が14件確認されましたのでお知らせします。

1 発生原因

- ・岡山市で7月10日から開始した新戸籍システムにおいて、職員の機器操作の誤りに加え、公印の有無について、審査交付時の見落としがあったもの。

2 判明の経緯・その後当事者への対応

- ・7月18日（火）に証明書発行審査をしていた職員が、証明書に公印がないことに気づき、当該書類の作成に携わった職員に対し確認を行ったところ、操作方法について誤った認識をもったまま処理を行っていたことに加え、交付時の審査においても公印の有無を見落とししていたことが判明。
- ・新システムによる発行開始以降、申請を受けた戸籍証明書等の発行時に、同様の機器の操作誤りがないか調査を実施し、14件の誤りを確認した。
- ・同日～19日、誤った証明書をお渡ししていたすべての方へ連絡と謝罪を行い、証明書を差し替えさせていただくことをお伝えした。

3 再発防止策

- ・複数人で審査を行うことにより、さらに厳重な審査を行う。
- ・証明書交付事務について、それぞれの業務の役割を明確化し、より確実な事務を行えるよう徹底する。
- ・職員に対し正しい操作方法や、確実な審査方法について再度徹底するとともに研修などを充実させ、再発防止に努める。

【問い合わせ先】

岡山市中区役所 市民保険年金課 大原・信江 直通086-901-1616 内線71-141